

令和 5 年度

町 民 税
県 民 税

特別徴収のしおり

〒 501-0592

岐 阜 県 揖 斐 郡 大 野 町

岐 阜 県 揖 斐 郡 大 野 町 役 場 総 務 部 税 務 課

T E L 〈 0585 〉 34-1111 (代表)

〈 0585 〉 35-5367 (直通)

F A X 〈 0585 〉 34-2110 (代表)

〈 0585 〉 34-2780 (直通)

目 次

1. 特別徴収義務者指定通知書
2. 特別徴収税額通知書
3. 退職所得に係る特別徴収について
4. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書等各種様式
 - ・給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書
 - ・特別徴収切替依頼書
 - ・特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
 - ・町民税・県民税給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
5. 記入例

別添関係書類

1. 令和5年度 町県民税特別徴収税額の通知書
2. 令和5年度 町県民税の納税者への通知書

令和5年5月18日

特別徴収義務者様

岐阜県揖斐郡大野町長 宇佐美 晃三



令和5年度 町・県民税特別徴収義務者の指定について

町・県民税の特別徴収事務につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
本年度の町・県民税の特別徴収につきまして、地方税法第41条及び第321条の4並びに大野町税条例第32条の3第1項の規定によりまして、あなたを特別徴収義務者として指定します。
事務ご繁忙のことと存じますが、特別のご配慮をお願い申し上げます。

令和5年度 町民税 特別徴収税額の通知書
県民税

特別徴収義務者様

令和5年度町民税及び県民税の特別徴収税額を別添のとおり通知します。
なお、別添の納税者への通知書を交付した後に、納税者が通知書の特別徴収税額欄の給与所得以外の所得欄の税額の全部又は一部を普通徴収の方法によって徴収されたい旨を申し出た場合においては、その旨を遅くとも6月30日までに申し出て下さい。

納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

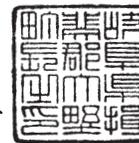
なお、審査請求期間は、地方税法の改正等により改正される場合があります。

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大野町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

ただし、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

令和5年5月18日

岐阜県揖斐郡大野町長 宇佐美 晃三



お 願 い

別紙添付の特別徴収税額の通知書によって毎月徴収し翌月10日までに最寄の

金融機関 { 銀行・信用金庫・信用組合 }
{ 農業協同組合の各本支店・ゆうちょ銀行(郵便局) } へ納入下さい。

大野町指定収納代理金融機関

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
岐阜商工信用組合
西美濃農業協同組合
いび川農業協同組合

岐阜・愛知・三重・静岡県内の各ゆうちょ銀行(郵便局)

注1：上記以外の郵便局で納付の際には郵便局指定通知書を提出してください。

注2：郵便局で納付の場合は原則納期限内に限ります。

お 願 い

郵政官署の指定について

特別徴収税額の納入について岐阜・愛知・三重・静岡県以外のゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合は、大野町の金融機関として指定しなければなりません。右の指定通知書に利用されるゆうちょ銀行支店名又は郵便局名を記入のうえ、当初に納入されるときに必ずゆうちょ銀行（郵便局）へ提出して下さい。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 店長 様

_____ 郵便局長 様

岐阜県揖斐郡大野町長 宇佐美 晃 三



指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて大野町の町県民税特別徴収税額の取扱店(局)に指定しましたから通知します。

記

1. 口座番号 00830-4-960194
2. 加入者の名称 大野町会計管理者
3. 取りまとめ局 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター
郵便番号 469-8794

きりとり線

退職所得に係る住民税の特別徴収について

① 特別徴収

令和6年1月1日以降に退職する人の退職手当等に対する個人の住民税は、所得税と同様に他の所得と区別して退職手当等が支払われる月に特別徴収して下さい。

② 退職による特別徴収の残分徴収

税法第321条の5の規定により、納税義務者から給与の支払いをその年の翌年の1月1日から4月30日までの間にうけないこととなった場合に限り、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われる給与等よりその残分の税額を一括徴収しその徴収した月の翌月10日までにこれを当該市町村に納付して下さい。

③ 納付先及び納付書

特別徴収した税金は、退職者が退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在に住所が所在する市町村に納めて頂きます。納付書は、同封の納付書で併用が可能です。納付書の裏面の納入申告書に必要事項記載のうえ、納入して下さい。

④ 特別徴収票の提出

「特別徴収票」は、退職手当等の支払者が各受給者について支払いの確定した退職手当等の金額や、特別徴収税額等を記載して2部作成し、退職後1ヶ月以内に1部を関係市町村長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません。

⑤ 税率等その他

先に各市町村より配布されております「退職所得に係る住民税の特別徴収の手引」に税率等が記載してありますので、ご参照下さい。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書等各種様式

納税者が退職・休職・転勤等の事由によって給与の支払いを受けなくなった場合には、その受けなくなった日の属する月の翌月10日までに異動届出書を役場へご提出ください。

この届出が遅れますと当町の事務処理が遅れるばかりでなく、徴収台帳面で貴事業所の滞納額として残り、後日督促状が発せられたりして、ご迷惑がかかります。また、退職された方には未徴収税額について一度に多くの額を納めていただくことにもなりますから、事由の発生した都度提出してください。

1. 一括徴収の取り扱いについて

令和5年6月1日から12月31日までの退職者等	本人からの申し出により給与、退職手当等の支払いの際に未徴収税額を一括徴収してください。
令和6年1月1日から4月30日までの退職者等	5月31日までに給与、退職手当等の支払いがある場合は、その支払いの際に未徴収税額を一括徴収してください。(本人からの申し出を必要としません。)

2. 転勤先の事業所で引き続き特別徴収する場合は、新勤務先に徴収すべき月割額などをご連絡ください。

あわせて、その旨記載した異動届出書をすみやかに提出してください。

第18号様式記載心得

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、町長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに町長に提出してください。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに町長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の町県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき町長に対する届出書は、その町長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3. 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「法人番号または個人番号」欄には、給与支払者(特別徴収義務者)の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)又は個人番号(同条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を記載してください。

4. 「受給者番号」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

5. 「個人番号」欄には、給与の支払を受けなくなった者の個人番号を記載してください。

6. 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

7. 「給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

8. 異動後の未徴収税額の徴収方法については、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、A(特別徴収継続)を○で囲んでください。

(2) 退職後令和6年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、B(一括徴収)を○で囲んでください。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、C(普通徴収)を○で囲むとともに、その該当理由を1.2.3.から選び○印をつけてください。(次の①から③までの理由に該当しない場合や、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)

① 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

② 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

9. 「徴収予定」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

10. 「徴収予定額」欄には、徴収予定日ごとの徴収予定額(退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額)を記載してください。

11. ※印の欄は、記載しないでください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、速やかに提出してください。

大野町長 あて		給与支払義務者 (特別徴収義務者)	住所 (所在地)	〒 -		担当 者	係	特別徴収義務者指定番号		
令和 年 月 日提出			氏名 (名称)	法人番号または個人番号			氏名	受給者番号		
給与所得者 (異動者)	フリガナ	(ア)		(イ)	(ウ)	異動 年月日	令和 年 月 日	異動 事由	1.退職	5.転勤
	氏名	特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額	未徴収税額				2.休職等	6.その他
	個人番号	月分から 月分まで		月分から 月分まで	月分から 月分まで				3.育児休暇	〔 〕
	住所	(1月1日現在の住所)							4.死亡	
	現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)		円	円				円	退職年の1月 から退職時ま での
						控除社会保険料額	円			

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をA・B・Cから選択し、該当番号を○で囲んでください。

A	特別徴収継続 (ウ)の額を新事業者が 給与から徴収する。	B	一括徴収 (ウ)の額も事業者が給与 からまとめて徴収する。	C	普通徴収 (ウ)の額を本人が支払う。	
新特別徴収義務者		1月1日以降4月30日までに退職した場合は 必ず一括徴収してください。		未徴収税額を本人に通知しますので、現住所欄は必ず 記入してください。		
特別徴収義務者指定番号		理由 〔○をつけてください。〕		該当理由 を1.2.3. から選び ○をつけて ください。		
所在地	〒 -		1. 異動が令和 年12月31日ま で、一括徴収の申出があっ たため。(月 日申出)			
名称	徴収予定日		2. 異動が令和 年1月1日以 降で、特別徴収の継続の希 望がないため。			
個人番号または法人番号	電 話 () -		徴収予定額(ウ)		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の 申出がなかったため。	
担当者	係 氏名		月 日		2. 異動が令和 年1月1日以降だが、5月31日まで に支払われる給与や退職手当がないため。 または未徴収税額より少ないため。	
月額額	円を 月分から徴収するよう連絡済です。		一括徴収した税額は 月分		3. その他理由 〔 〕	
		(月 日納期限分)で納入します。				

- 「受給者番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された受給者番号を記入してください。
- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(A：特別徴収継続)の事柄に記入し、また、課税台帳への記入等要手続を済ましたうえで、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職した方の残額については、退職時一括徴収することが義務付けられています。
- ※処理欄は記入する必要はありません。

備 考	
--------	--

※ 処理欄	世帯 番号	-	-	現 年 度	新 年 度	両 年 度
----------	----------	---	---	-------------	-------------	-------------

注：必ず個人番号・法人番号を記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、速やかに提出してください。

大野町長 あて		給与支払義務者 (特別徴収義務者)	住所 (所在地)	〒 -		担当 係 氏名	特別徴収義務者指定番号	
令和 年 月 日提出			氏名 (名称)	法人番号または個人番号			電話 () -	受給者番号
給与所得者 (異動者)	フリガナ			(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日 令和 年 月 日	異動 事由 1.退職 5.転勤 2.休職等 6.その他 3.育児休暇 4.死亡
	氏名	(旧姓) 生年月日 大・昭・平 年 月 日		特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額		
	個人番号	(1月1日現在の住所)		月分から 月分まで	月分から 月分まで	月分から 月分まで		
	住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)		円	円	円		
現住所			退職年の1月から退職時までの		給与支払額	円	除社会保険料額	円

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をA・B・Cから選択し、該当番号を○で囲んでください。

A	特別徴収継続	(ウ)の額を新事業者が給与から徴収する。
B	一括徴収	(ウ)の額も事業者が給与からまとめて徴収する。
C	普通徴収	(ウ)の額を本人が支払う。
新特別徴収義務者 特別徴収義務者指定番号		1月1日以降4月30日までに退職した場合は必ず一括徴収してください。
所在地	〒 -	理由 [○をつけてください。] 1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため。(月 日申出) 2.異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。
名称		
個人番号または法人番号		徴収予定日 月 日
担当者	係 氏名	電話 () -
月割額	円を	月分から徴収するよう連絡済です。
		一括徴収した税額は 月分
		(月 日納期限分)で納入します。
		未徴収税額を本人に通知しますので、現住所欄は必ず記入してください。
		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がなかったため。 2. 異動が令和 年1月1日以降だが、5月31日までに支払われる給与や退職手当がないため。または未徴収税額より少ないため。 3. その他理由

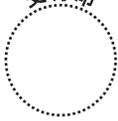
- 「受給者番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された受給者番号を記入してください。
- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(A：特別徴収継続)の事柄に記入し、また、課税台帳への記入等要手続を済ましたうえで、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職した方の残額については、退職時一括徴収することが義務付けられています。
- ※処理欄は記入する必要はありません。

備考	
----	--

※ 処理欄	世帯番号	-	-	現年度		新年度		両年度	
----------	------	---	---	-----	--	-----	--	-----	--

注：必ず個人番号・法人番号を記入してください。

受付印



令和 年度 特別徴収切替依頼書

※ 処理欄									
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

大野町長 あて 令和 年 月 日 提出	給 与 特 別 徴 収 支 払 義 務 者	住 所 (所在地)	〒		特別徴収義務者指定番号					
		氏 名 (名 称)				担 係 当 者	係			
							氏名			
		法人番号 (個人事業主は記入不要)				電 話	() -			

該 当 給 与 所 得 者	フリガナ			普通徴収の年税額 A	円	
	氏 名			普通徴収納付済 税 額 (期 別) B	普通徴収第 期まで 円	
	生 年 月 日	大・昭・平	年 月 日			
	普 通 徴 収 通 知 書 番 号			特 別 徴 収 切 替 税 額 (期 別) A - B	普通徴収第 期以降 円	
	1月1日の住所					
現 住 所			特別徴収開始月	令和 年 月分からの特別徴収を希望します ※注意事項を参考に記載してください。		
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ◆普通徴収から特別徴収への切替に際しては、本人が既に納付書で収めた金額を必ずお確かめください（二重納付になることがあります）。 ◆既に納税通知書の納期限が過ぎている納期分については、特別徴収への切替はできません。 ◆徴収開始月は、原則としてこの依頼書の提出の翌々月からとなります。 ◆※処理欄は、記入する必要はありません。 				備 考 欄	◆月割額の事前連絡：不要・必要 (/ までに電話・FAX)

※ 処理欄	年度		年度		年度	
----------	----	--	----	--	----	--

注：必ず法人番号を記入してください。



特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

大野町長 へ 令和 年 月 日提出	特別徴収義務者	所在地 及び 名称	〒 _____		特別徴収義務者 指定番号	
			法人番号 (個人事業主は記入不要)		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係 氏名 電話

令和 年 月 日をもって次のとおり変更しました。

※変更箇所のみご記入ください。 ※誤読をさけるため必ずフリガナをつけてください。

事項	変更前	変更後
フリガナ		
所在地		
フリガナ		
方書		
フリガナ		
名称		
電話番号	() - 内線()	() - 内線()
備考		

注：必ず法人番号を記入してください。



町民税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
 県民税

		② 特別徴収義務者指定番号								
岐阜県 大野町長 あて 令和 年 月 日提出	① 申請者	住所又は所在地			③ 連絡者の係及び氏名並びにその電話番号					
		氏名又は名称及び代表者氏名	係							
			氏名							
法人番号 (個人事業主は記入不要)	電話	内線								
<p>地方税第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請します。</p>										
④ 申請の日前6ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の人員、及び月別の給与の支払額（臨の欄には、臨時雇用者につき記入）	年 月	臨	人	臨	円	年 月	臨	人	臨	円
	年 月	臨	人	臨	円	年 月	臨	人	臨	円
	年 月	臨	人	臨	円	年 月	臨	人	臨	円
⑤ 町税の滞納、又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由										
⑥ 申請の日前1年以内に納期の特例について、承認の取消しの通知を受けたことの有無										

注：必ず法人番号を記入してください。

申請についての注意事項

1. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用をうけることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注) 「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与および退職手当等について特別徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

給与にかかる特別徴収期間	納期限
6月から11月までの徴収税額分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収税額分	翌年6月10日まで
退職手当等にかかる特別徴収の期間	納期限
6月から11月までの徴収税額分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収税額分	翌年6月10日まで

(4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上になった場合には、その旨を遅滞なく当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に届けなければなりません。

◎注意 滞納や著しい納入遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたし

ますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないように特にご注意願います。

2. 申請書の書き方

(1) 「①」欄には、申請者が個人である場合にはその住所若しくは居所及び氏名を、法人である場合には、本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。

ただし、申請にかかる事務所等の所在地が申請者の住所もしくは居所または本店もしくは主たる事務所の所在地と異なるときは、申請にかかる事務所等の所在地および名称ならびに特別徴収義務者番号を記入してください。

(2) 「②」欄には、特別徴収税額の通知書等の指定番号を記入してください。

(3) 「③」欄には、連絡に便利な係、氏名及び電話番号を記入してください。

(4) 「④」欄には、申請の日前6ヶ月間の給与支払人員、及び支給金額を、月別に通常の勤務者と臨時雇用者とに区別して記入してください。

(5) 「⑤⑥」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。

記 入 例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、速やかに提出してください。

大野町長 あて		給与特別徴収義務者	住所(所在地) 〒 501-■■■■■ 揖斐郡大野町■■■■ 1-1-1	担当係 係 経理係 氏名 大野 花子		特別徴収義務者指定番号 77777777	
令和〇〇年〇〇月〇〇日提出		氏名(名称) 株式会社大野商事 代表取締役 大野一郎	氏名(名称) 株式会社大野商事 代表取締役 大野一郎	電話 (0585) 35-●●●●		受給者番号	
フリガナ オオノ タロウ		(ア) 特別徴収税額(年税額) 121,000 円		(イ) 徴収済税額 6月分から 10月分まで 51,000 円		(ウ) 未徴収税額 11月分から 5月分まで 70,000 円	
氏名 大野 太郎 (旧姓) 生年月日 大・昭・平 48年3月14日		個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		住所 (1月1日現在の住所) 揖斐郡大野町〇〇1-2-3		現住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所) 岐阜市藪田北2-〇-〇	
異動年月日 令和〇〇年 10月 31日		異動事由 ①退職 5.転勤 2.休職等 6.その他 3.育児休暇 4.死亡		退職年の1月から退職時までの 給与支払額 1,890,100 円		控除社会保険料額 218,000 円	

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をA・B・Cから選択し、該当番号を○で囲んでください。

A 特別徴収継続 (ウ)の額を新事業者が給与から徴収する。	B 一括徴収 (ウ)の額も事業者が給与からまとめて徴収する。	C 普通徴収 (ウ)の額を本人が支払う。
新特別徴収義務者 特別徴収義務者指定番号 22222222	1月1日以降4月30日までに退職した場合は必ず一括徴収してください。	未徴収税額を本人に通知しますので、現住所欄は必ず記入してください。
所在地 〒 -	理由 [○をつけてください。] 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため。(月 日申出) 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。	該当理由を1.2.3.○をつけてください。 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がなかったため。 2. 異動が令和 年1月1日以降だが、5月31日までに支払われる給与や退職手当がないため。または未徴収税額より少ないため。 3. その他理由 []
名称 大野商店株式会社 代表取締役 大野 二郎	徴収予定日 月 日	徴収予定額(ウ) 円
個人番号または法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	一括徴収した税額は 月分	
担当係 係 経理係 氏名 黒野 豊木	(月 日納期限分)で納入します。	
月割額 10,000 円を 11月分から徴収するよう連絡済です。		

- 「受給者番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された受給者番号を記入してください。
- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(A：特別徴収継続)の事柄に記入し、また、課税台帳への記入等要手続を済ましたうえで、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職した方の残額については、退職時一括徴収することが義務付けられています。
- ※処理欄は記入する必要はありません。

備考	
----	--

※ 処理欄	世帯番号	現年度	新年度	両年度
	-	-		

注：必ず個人番号・法人番号を記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、速やかに提出してください。

大野町長 あて		給与特別徴収義務者	住所 (所在地) 〒 501-■■■■■ 揖斐郡大野町■■■■ 1-1-1	氏名 (名称) 株式会社大野商事 代表取締役 大野一郎	法人番号または個人番号 ○○○○○○○○○○○○○○	担当 係 氏名 電話	經理係 大野 花子 (0585) 35-●●●●	特別徴収義務者指定番号 77777777	受給者番号
令和○○年○○月○○日提出		フリガナ オオノ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額	異動年月日	令和○○年 10月 31日	異動事由	①退職 5.転勤 2.休職等 6.その他 3.育児休暇 4.死亡
氏名	大野 太郎 (旧姓) 生年月日 大・昭・平 48年 3月 14日	個人番号	121,000 円	6月分から 10月分まで 51,000 円	11月分から 5月分まで 70,000 円	退職年の1月から退職時までの	給与支払額	1,890,100 円	
住所	(1月1日現在の住所) 揖斐郡大野町○○1-2-3	住所				控除社会保険料額		218,000 円	
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 岐阜市藪田北2-0-0								

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をA・B・Cから選択し、該当番号を○で囲んでください。

A 特別徴収継続 (ウ)の額を新事業者が給与から徴収する。	B 一括徴収 (ウ)の額も事業者が給与からまとめて徴収する。	C 普通徴収 (ウ)の額を本人が支払う。
新特別徴収義務者 特別徴収義務者指定番号	1月1日以降4月30日までに退職した場合は必ず一括徴収してください。	未徴収税額を本人に通知しますので、現住所欄は必ず記入してください。
所在地 〒 -	理由 [○をつけてください。] ①異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため。(月 日申出) ②異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。	該当理由を1.2.3.から選び○をつけてください。
名称	徴収予定日 10月 24日	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がなかったため。
個人番号または法人番号	徴収予定額(ウ) 70,000 円	2. 異動が令和 年1月1日以降だが、5月31日までに支払われる給与や退職手当がないため。または未徴収税額より少ないため。
担当者 係 氏名 電話 () -	一括徴収した税額は 10 月分	3. その他理由 []
月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。	(11月 10日納期限分)で納入します。	

- 「受給者番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された受給者番号を記入してください。
- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(A：特別徴収継続)の事柄に記入し、また、課税台帳への記入等要手続を済ましたうえで、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職した方の残額については、退職時一括徴収することが義務付けられています。
- ※処理欄は記入する必要はありません。

備考	
----	--

※ 処理欄	世帯番号	-	現年度	新年度	両年度
-------	------	---	-----	-----	-----

注：必ず個人番号・法人番号を記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、速やかに提出してください。

大野町長 あて		給(特別徴収義務者)与(支払義務者)者	住所(所在地) 〒 501-■■■■■ 揖斐郡大野町■■■■ 1-1-1	〒 501-■■■■■	担当 係 氏名 大野 花子	※ 処理欄	經理係	特別徴収義務者指定番号 77777777	
令和〇〇年〇〇月〇〇日提出		氏名(名称) 株式会社大野商事 代表取締役 大野一郎	氏名(名称)	法人番号または個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	電話 (0585) 35-●●●●			受給者番号	
給与所得者(異動者)	フリガナ	オオノ タロウ	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日 令和〇〇年 10月 31日	異動事由 ①退職 5.転勤 2.休職等 6.その他 3.育児休暇 4.死亡	退職年の1月から退職時までの 給与支払額 1,890,100 円 控除社会保険料額 218,000 円	
	氏名	大野 太郎 (旧姓) 生年月日 大・昭・平 48年3月14日	特別徴収税額(年税額)	徴収済税額	未徴収税額				
	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	121,000 円	6月分から 10月分まで	11月分から 5月分まで				
	住所	(1月1日現在の住所) 揖斐郡大野町〇〇1-2-3		70,000 円					
	現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 岐阜市藪田北2-〇-〇							

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をA・B・Cから選択し、該当番号を○で囲んでください。

A	特別徴収継続 (ウ)の額を新事業者が給与から徴収する。	B	一括徴収 (ウ)の額も事業者が給与からまとめて徴収する。	C	普通徴収 (ウ)の額を本人が支払う。
新特別徴収義務者		1月1日以降4月30日までに退職した場合は必ず一括徴収してください。		未徴収税額を本人に通知しますので、現住所欄は必ず記入してください。	
特別徴収義務者指定番号		理由 [○をつけてください。] 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため。(月 日申出) 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。		① 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がなかったため。	
所在地	〒 -	徴収予定日	月 日	② 異動が令和 年1月1日以降だが、5月31日までに支払われる給与や退職手当がないため。または未徴収税額より少ないため。	
名称		徴収予定額(ウ) 円		③ その他理由 []	
個人番号または法人番号		一括徴収した税額は 月分			
担当者	係 氏名 電話 () -	(月 日納期限分)で納入します。			
月割額	円を 月分から徴収するよう連絡済です。				

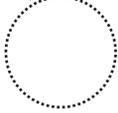
- 「受給者番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された受給者番号を記入してください。
- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(A：特別徴収継続)の事柄に記入し、また、課税台帳への記入等要手続を済ましたうえで、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職した方の残額については、退職時一括徴収することが義務付けられています。
- ※処理欄は記入する必要はありません。

備考	
----	--

※ 処理欄	世帯番号	-	現年度		新年度		両年度	
----------	------	---	-----	--	-----	--	-----	--

注：必ず個人番号・法人番号を記入してください。

受付印



令和 年度 特別徴収切替依頼書

《記入例》

※ 処理欄									
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

大野町長 へて 令和〇〇年△△月××日 提出	給 (特別 徴収 義務 者)	住所 (所在地)	〒 501-■■■■■ 揖斐郡大野町■■■■ 1-1-1		特別徴収義務者指定番号 11111111					
		氏名 (名称)	株式会社大野商事 代表取締役 大野一郎			担当者 係	経理係			
			法人番号 (個人事業主は記入不要)				〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			電話

該 当 給 与 所 得 者	フリガナ	オオノ タロウ	普通徴収の年税額 A	240,000 円	
	氏名	大野 太郎	普通徴収納付済 税額(期別) B	普通徴収第 2 期まで 120,000 円	
	生年月日	大・(昭)・平 48年3月14日	特別徴収切替 税額(期別) A-B	普通徴収第 3 期以降 120,000 円	
	普通徴収 通知書番号	10000000	特別徴収開始月	令和 〇 年 10 月分からの特別徴収を希望します ※注意事項を参考に記載してください。	
	1月1日の住所	揖斐郡大野町■■■■ 1-1-1			
現住所					
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ◆普通徴収から特別徴収への切替に際しては、本人が既に納付書で収めた金額を必ずお確かめください(二重納付になることがあります)。 ◆既に納税通知書の納期限が過ぎている納期分については、特別徴収への切替はできません。 ◆徴収開始月は、原則としてこの依頼書の提出の翌々月からとなります。 ◆※処理欄は、記入する必要はありません。 			備 考 欄	◆月割額の事前連絡：不要・必要 (/ までに電話・FAX)

※ 処理欄	年度		年度		年度	
----------	----	--	----	--	----	--

注：必ず法人番号を記入してください。

受付印



《記入例》

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

大野町長 あて 令和〇〇年〇〇月〇〇日提出	特別徴収義務者	所在地及び名称	〒 501-■■■■■	特別徴収義務者 指 定 番 号	70000000
			揖斐郡大野町■■■■ 1-1-1	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係
			株式会社大野商事 代表取締役 大野一郎		氏名
			法人番号 (個人事業主は記入不要) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	電話	0585-35-●●●●

令和〇〇年〇〇月〇〇日をもって次のとおり変更しました。

※変更箇所のみご記入ください。 ※誤読をさけるため必ずフリガナをつけてください。

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ	イビグンオオノチョウ	イビグンオオノチョウ
所 在 地	501-■■■■■ 揖斐郡大野町◆◆◆ 1-◆-◆	501-◇◇◇◇ 揖斐郡大野町◇◇◇ 9-●-●
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
名 称		
電 話 番 号	() - 内線()	() - 内線()
備 考		

注：必ず法人番号を記入してください。

《記入例》



町民税 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書 県民税

		② 特別徴収義務者指定番号		70000000		
岐阜県 大野町長 あて 令和〇〇年〇〇月〇〇日提出	① 申請者	住所又は所在地	501-■■■■■ 揖斐郡大野町■■■■ 1-1-1	③ 連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係	経理係
		氏名又は名称及び代表者氏名	株式会社大野商事 代表取締役 大野一郎		氏名	大野 花子
			法人番号 (個人事業主は記入不要)		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	電話
<p>地方税第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請します。</p>						
④ 申請の日前6ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の人員、及び月別の給与の支払額（臨の欄には、臨時雇用者につき記入）	△△年11月	臨 2 人 臨	128,000 円	▲▲年2月	臨 人 臨	円
		6 人	1,345,300 円		6 人	1,303,307 円
	△△年12月	臨 人 臨	円	▲▲年3月	臨 人 臨	円
		6 人	1,331,218 円		7 人	1,460,080 円
▲▲年1月	臨 人 臨	円	▲▲年4月	臨 人 臨	円	
	6 人	1,341,912 円		7 人	1,468,495 円	
⑤ 町税の滞納、又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由						
⑥ 申請の日前1年以内に納期の特例について、承認の取消しの通知を受けたことの有無	無					

注：必ず法人番号を記入してください。

●こんなときは、次の書類の提出をお願いします。

こんなとき	提出書類	提出先	しおりの該当ページ
給与所得者が退職や転勤をしたとき	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	大野町役場 税務課	P 8, P 9
普通徴収から特別徴収へ切替えるとき	特別徴収切替依頼書		P 10
事務所の所在地・名称変更、合併など	特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書		P 11
納期特例適用の申請をするとき	町民税・県民税給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書		P 12
納入時に東海4県以外（岐阜県・愛知県・三重県・静岡県）のゆうちょ銀行（郵便局）を利用するとき	※指定通知書	ゆうちょ銀行 郵便局	P 4

○各種用紙を複数ご利用の場合は、コピーしてお使いください。

○なお、※印以外の用紙は大野町のホームページ（トップページ→暮らしの情報（くらしのガイド）→税金→相談・その他→税務課申請書ダウンロード）からもダウンロードしてお使いいただけます。

右のQRコードからでもご利用いただけます。

（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です）

